

# 運送委託基本契約書

\_\_\_\_\_（以下、甲という）とマイクロジェット株式会社（以下、乙という）は、甲の委託する航空運送に関し以下の通り契約する。

## 第1条（目的）

甲は乙に、甲の指定する内容の航空運送業務（以下、本件業務という）を委託し、その対価として所定の委託料を乙に支払うことを約し、乙はこれを有償で引受ける。

## 第2条（業務の範囲）

甲が乙に委託する業務は次の通りとする。

1. 甲の指定する人員を甲指定の空港から同じく甲指定の空港への運送
2. 前号に定める業務に付帯する業務で空港内の移動に関する業務

## 第3条（費用）

甲の本件業務にかかる業務委託料（以下「本件委託料」という）は、乙は甲に本件業務前に通知する。

## 第4条（付帯業務費用）

次の料金については前項で定める通常運送料金の範囲には含めず、料金を追加することとする。あるいは乙は拒否することができる。

- ・ 甲の指示による荷積み・荷卸し等、空港外での業務。

## 第5条（費用の改定）

本件委託料は契約期間中といえども、経済情勢の変動、燃料の高騰、公租公課の変更、その他の事由により不相当となったときは、乙は改定することができるものとする。

## 第6条（予約及び支払方法）

- ・ 甲は本件委託料のうち 20%を本件業務予約日から 3 日以内に予約金として乙に支払う。予約金の着金をもって予約が確定する。3 日以内に予約金が振り込まれない場合、予約は取り消される。
- ・ 甲は予約金を差し引いた本件委託料の全額を本件業務実施日の 7 日前までに乙に支払う。
- ・ 本件委託料は乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。但し、指定日が金融機関休業日の場合は前営業日とする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

## 第7条（予約の取り消し）

1. 甲が甲の都合で予約を取り消す場合、甲は乙に以下の予約取り消し金を支払う。
  - ・ 本件業務実施日の 35 日前までの取り消しの場合、予約取消金は 0 円
  - ・ 本件業務実施日の 28 日前までの取り消しの場合、予約取消金として本件委託料の 5%を支払う

- ・ 本件業務実施日の 14 日前までの取り消しの場合、予約取消金として本件委託料の 10%を支払う
  - ・ 本件業務実施日の 7 日前までの取り消しの場合、予約取消金として本件委託料の 20%を支払う
  - ・ 本件業務実施日の 3 日前までの取り消しの場合、予約取消金として本件委託料の 30%を支払う
  - ・ 本件業務実施日の前日の取り消しの場合、予約取消金として本件委託料の 50%を支払う
  - ・ 本件業務実施日の当日の取り消しの場合、予約取消金として本件委託料の 80%を支払う
2. 乙が乙の都合で予約を取り消す場合、乙は甲に本件委託料の預り金全額を払い戻す。

#### 第 8 条（予約の変更）

1. 甲は予約日を変更できる。ただし変更する予約日はすでに予約している予約日から 30 日以内とし、かつ変更は一回限りとする。
2. 前項に該当しない場合、甲は予約を一旦取り消し新たに予約をする。その場合、第 7 条に基づき甲は乙に予約取消金を支払う。

#### 第 9 条（天候による運航の中止または中断）

出発空港または目的空港のいずれかが悪天候で発着が困難な場合、乙は運航を中止もしくは中断することができる。その場合、乙は、すでに飛行が完了している分の料金は返金しない。

#### 第 10 条（権利譲渡の禁止）

甲及び乙は、本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

#### 第 11 条（損害賠償）

- ・ 本件業務遂行中に、乙の故意または過失により甲の所持品に汚損、毀損及び紛失などの損害を与えた場合、乙は、商品の原価を限度とし、その損害を賠償する。（但し損害賠償の範囲は直接損害に限る。）
- ・ 乙が本件業務遂行中に、甲の故意または過失により乙に対し損害を与えた場合は、甲はその損害賠償の責を負うものとする。
- ・ 乙は、自己の責に帰することのできない事由、または天災などにより、本件業務を遂行することができなかつた場合に生じた損害については、免責されるものとする。

#### 第 12 条（事故）

- ・ 本件業務上で発生した交通事故については、乙が責任を持って処理するものとし、甲はその責を負わないものとする。この場合、乙は警察及び甲、その他必要な機関に直ちに連絡しなければならない。
- ・ 事故によって発生した甲の損害に対する賠償は、乙は航空保険の適用範囲内で対応する。なお、航空保険の適用範囲については本契約書に添付する。

### 第13条（契約開始）

本契約の有効期間は契約締結より一年間とする。但し、期間満了の3カ月前までに双方より書類による別段の意思表示がないときは、本契約は更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

### 第14条（中途解約）

甲及び乙は本契約期間中であっても、本契約を解約することができる。甲による解約の場合、未実施の本件業務予約が残っている場合は第7条に基づいて予約の取消をする。乙による解約の場合、予約の取消に対しては本件委託料の全額を払い戻す。

### 第15条（契約の解除）

本契約につき、甲、乙のいずれかにおいて不履行を生じた場合には、何ら通知催告を要することなく本契約を直ちに解除できるものとし、損害を蒙った当事者は本契約に違背した当事者に対してその蒙った損害の賠償を請求できるものとする。

### 第16条（協議）

本顧問契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し円満に解決を図るものとする。

### 第17条（専属的合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の争訟は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約が成立した証として、本書を2通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

年 月 日

（甲）住所：

社名：

代表者：

印

（乙）住所：東京都新宿区新宿4丁目3番1号

社名：マイクロジェット株式会社

代表者： 代表取締役社長 高橋 良